

件 名	住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
主 管 課	市町振興課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> i 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和7年5月16日公布、同年8月16日ほか施行） ii 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第8号） iii 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号） iv 住民基本台帳法第30条の15の2に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令（令和6年5月24日号外総務省令第49号）

【改正の概要】

これまで本人確認情報（住民基本台帳に記録されている事項）又は個人番号を利用できる根拠を条例に規定していた事務（県独自利用事務）の一部について、①上記法令により住民基本台帳法及びマイナンバー法に新たな事務が規定されたこと等により、法律と条例とで規定が重複する事務が生じたこと、及び②事務手続の変更により本人確認情報及び個人番号の利用が不要となった事が生じたこと、から、条例からこれらに該当する事務に係る規定を削る。

1 住民基本台帳法施行条例の改正

県独自利用事務として条例に規定していた、以下の事務に係る規定を削る。

- (1) 児童扶養手当の過誤払い分の返納請求に関する事務
 - (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の徴収に関する事務
 - (3) 奨学金の返還金の徴収に関する事務
 - (4) 県立病院の未収金の徴収に関する事務
 - (5) 住民監査請求に関する事務
 - (6) 被爆者援護法施行規則による死亡届の受理等に関する事務
 - (7) 先天性血液凝固因子障害等の治療のための医療費の助成に関する事務
 - (8) 高卒認定試験給付金の支給に関する事務 ①
- } ②

2 愛媛県個人番号の利用に関する条例の改正

県独自利用事務として条例に規定していた、以下の事務に係る規定を削る。

- (1) 先天性血液凝固因子障害等の治療のための医療費の助成に関する事務 ①
- (2) 高卒認定試験給付金の支給に関する事務 ②

施 行 日	公布の日（上記1(7)、2(1)は令和9年3月31日までの間の規則で定める日）
-------	---

【その他参考事項】

1 住民基本台帳に記録されている本人確認情報の利用について

氏名、生年月日、性別、住所等の本人確認情報を、法定事務のほか、条例で定める事務（県独自利用事務）等に利用することができる（住基法第30条の15第1項）。

2 個人番号の利用について

法定事務のほか、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるもの（県独自利用事務）の処理に必要な限度で個人番号を利用することができます（個人番号法第9条第2項）。